

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

精神障害者保健福祉手帳で、

利用できる福祉サービスをご存知ですか？



精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、
各種の福祉サービスを利用することができます。

次のようなサービスがあります。

	1 級	2 級	3 級
障害者医療費助成制度	△	△	×
鎌倉市障害者福祉手当	△	×	×
税の軽減	○	○	○
自動車税・自動車取得税の減免	○	×	×
国内航空運賃の割引	○	○	○
タクシー運賃の割引	○	○	○
タクシー利用料金等の助成制度	△	×	×
NHK放送受信料の減免	△	△非課税世帯のみ	△非課税世帯のみ
水道料金・下水道使用料の減免	○	×	×
文化施設の入場料の割引	○	○	○
104 番号案内の無料（ふれあい案内）	○	○	○
CATV・インターネット・携帯電話料金の割引	○	○	○

※注意：○はほぼ該当、△は一部該当（制限あり）、×は非該当。

JR、私鉄、県内バス及び有料道路通行料金の割引はありません。

詳しくは、障害福祉課の窓口へお問い合わせください。



お問い合わせ先

鎌倉市役所 健康福祉部 障害福祉課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
電話：0467-23-3000（代表）

精神保健福祉手帳で利用できるサービスのご案内

障害者医療費助成制度（※所得・年齢制限あり）

精神障害者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の交付を受けている方を対象として、健康保険により治療を受けた場合、その自己負担額（附加給付分及び保険対象外を除く）を助成します。ただし、65 歳以上で新規に手帳を取得された方は、助成の対象外です。

鎌倉市障害者福祉手当（※所得・年齢制限あり）

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方を対象として、鎌倉市では独自に障害者福祉手当（月額 2,000 円）を支給します。ただし、65 歳以上で新規に手帳を取得された方は、助成の対象外です。

税の軽減

対象者に該当する場合、所得税、市県民税、相続税の障害者控除などが受けられます。

自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免

〔普通自動車〕

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方がいる世帯を対象に、自動車税及び自動車取得税が減免されます。

〔軽自動車〕

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の一部を対象に、軽自動車税が減免されます。

（※一人につき一台（原動機付自動車を含む）、普通自動車の自動車税との重複した減免申請は不可）

国内航空運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方を対象として、一部の航空会社では運賃が割引になります。

タクシー運賃の割引

障害者手帳を提示することにより、一部のタクシーの運賃が 1 割引になります。

タクシー利用料金等の助成制度（※所得制限あり）

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方を対象として、タクシーの利用料金・福祉有償運送利用料金・自動車燃料費のいずれかを助成します。

NHK 放送受信料の減免

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯（世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合）を対象に、NHK 放送受信料が減免（全額）されます。また、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方が、世帯主かつ契約者である場合は、NHK 放送受信料が減免（半額）されます。

水道料金・下水道使用料の減免

精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方がいる世帯（対象者が在宅で生活している場合）を対象に、上下水道料金の減免をします。

こちらに掲載したサービスは、所得制限などさまざまな条件によって対象者が限られている場合があります。



また、ほかにもサービスがありますので、詳しい内容は、障害福祉課発行の「福祉の手引」をご覧ください。「福祉の手引」は、障害福祉課で配布しているほか、市ホームページにてご覧いただけます。

→ <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/tebiki.html>